

第1章 最恵国待遇

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという最恵国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment = MFN原則）は、WTO協定の基本原則の1つである。最恵国待遇原則の下では、例えば、WTO加盟国のA国が、B国（WTO加盟国であるかどうかを問わない）との交渉において、製品aの関税率を5%に削減すると約束した場合、この関税率はB国以外のすべての加盟国に関しても適用されなければならない。つまり、ある国が一定の問題に関して他の諸国に最恵国待遇を与えるということは、その問題についてそれらの諸国を平等に扱うことを意味している。

最恵国待遇の考え方自体は長い歴史を持ち、GATT以前から、多くの二国間通商条約に取り入れられ、貿易の自由化に貢献していた。しかし、1930年代には、最恵国待遇原則を制限する様々な制度が導入されたため、世界経済はブロック化してしまった。この経験への反省から、第二次世界大戦後、多数国間条約であるGATTにおいて一般的最恵国待遇条項が規定され、世界規模での自由貿易の安定化が図られたのである。

このように、最恵国待遇原則は、多角的貿易

体制を支える基本原則の1つとして、特に遵守されなくてはならない。また、地域統合等その例外については、WTOの基本原則たる最恵国待遇原則を形骸化することにならないよう、WTOルールに整合的に運用されることが必要である。

(2) 法的規律の概要

①最恵国待遇原則に関するGATT上の規定

最恵国待遇を定めているGATTの規定としては、GATT第1条、第13条及び第17条がある。

(a) 一般的最恵国待遇（GATT第1条第1項）

GATT第1条第1項は、関税、輸出入規則、輸入品に対する内国税及び内国規則について、WTO加盟国が他の加盟国の同種の産品に最恵国待遇を供与することを定めている。すなわち加盟国は、同種の産品については、他のすべての加盟国に対して、他の国の産品に与えている最も有利な待遇と同等の待遇を与えなくてはならない。

同種の産品であるにもかかわらず、輸入相手国によって異なった関税率を定める等、明白に特定国に対する差別を行っていれば、当然にGATT第1条第1項違反である。しかしなが

ら、表面上は特定国を明示して差別していなくとも、同種の産品と判断される産品の間で異なった取扱いを行うことにより、事実上ある特定の加盟国の産品が差別される結果になれば、GATT第1条第1項違反となりうる。例えば、コーヒーについて、産品の特性等上記の実質的基準によって同種の産品であると判断されるにもかかわらず、ある特定品種の生コーヒー豆についてのみに異なった関税率を設定し、特定国からの輸入への影響が生じたことを最恵国待遇違反とした例もある（スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税のパネル、BISD 28S/102）。他方、松柏類の製材の関税分類で、トウヒ、マツ、モミ（SPF）とそれ以外で税差を設けているのは、実質的に特定国の製材を他の国の製材と差別するものであるとの主張に対し、関税分類については各加盟国に広範な裁量が認められており、同種の産品を異なる加盟国間で差別しない限りは合法であるとして、「同種の産品」を狭く解した例もある（日本のSPF製材に関するパネル、BISD 36S/167）。

(b) 数量制限の無差別適用（GATT第13条）

GATT第13条は、産品について数量制限や関税割当を行う場合には、すべての国の同種の産品に対して無差別に行わなければならないこと、輸入制限や関税割当を行う場合には、その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべきこと等、数量制限適用にあたっての最恵国待遇を定めており、GATT第1条を補足している。

(c) 国家貿易企業（GATT第17条）

「国家貿易企業」とは、加盟国によって設立・維持される国家企業、又は、加盟国によって排他的な若しくは特別の特権を許与された私企業で、輸出入を伴う購入・販売を行うものを

いう。これら国家貿易企業は、その独占的地位を利用して、輸入相手国による差別や数量制限など、国際貿易に重要な障害となるような運営を行うことも可能である。GATT第17条は加盟国に対し、国家貿易に関しても最恵国待遇を含む無差別待遇原則に合致する方法で行動させることを義務づけている。

②最恵国待遇原則の例外的規定

上記の最恵国待遇規定に対し、GATTにはいくつかの例外規定が設けられている。

(a) 地域統合（GATT第24条）

地域統合が行われると、域内諸国間の貿易等は自由になる一方で、域外諸国との間の貿易障壁は残ることとなる。このような地域統合により、域内諸国と域外諸国とでは異なる待遇が与えられることとなり、最恵国待遇の原則に反する結果が生じる。しかし、域内と域外国との貿易に対する障害を引き上げることなく、域内の実質上すべての貿易について関税等を撤廃することにより貿易を容易にする場合には、貿易自由化を促進しWTOを補完する意義が認められる。そのため、GATT第24条は、①域内における関税その他の貿易障壁は、実質的にすべて廃止すること、②域外諸国に対する関税その他の貿易障壁は、設立以前より制限的であってはならないことという要件に適合する場合等に限って、地域統合に最恵国待遇原則の例外を認めている（第15章「地域統合」参照）。

(b) 一般特惠

一般特惠（GSP：Generalized System of Preferences）とは、開発途上国の輸出所得の拡大、開発の促進を目的とし、開発途上国に対する関税上の特別措置として、先進国から開発途上国産品に対して最恵国待遇に基づく関税率

より低い関税率が適用される仕組みである。

一般特惠は、1971年6月のGSPに関するGATT理事会決定に規定されており、1979年の「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加に関する決定」（いわゆる「授権条項」）に基づく措置として1994年のGATTの一部を構成するものとされる。

一般特惠関税には、①歴史的、政治的に特殊な関係を有する国（(d)参照等）ではなく、より一般的に開発途上国に対して特惠的関税を適用することができる（この点で「一般」的といえる）、②特惠的関税の受益国が開発途上国に限定されている、③先進国から開発途上国に対する一方的な恩恵であるといった特徴がある。

（c）特定加盟国間における多角的貿易協定の不適用（WTO設立協定第13条）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO設立協定）第13条は、次の要件が満たされた場合には、特定加盟国間においてWTO設立協定並びに附属書一及び附属書二の多角的貿易協定の不適用が認められると定めている。

第1に、GATT締約国であったWTO原加盟国の間で、WTO協定効力発生前にGATT第35条の規定^{（注）}が当該国間で適用され、協定効力発生時に有効であった場合である。

第2に、既加盟国と新加盟国の間で、加盟条件に関する合意が閣僚会議（一般理事会）で承認される前に、いずれかの国が閣僚会議（一般理事会）に対し協定の適用に同意しない旨通報した場合である。

（注）GATT第35条にも不適用に関する規定があるが、WTO設立協定第13条の方が優先すると考えられている。WTO設立協定第16条第3項は、「この協定の規定といずれかの多角的貿易協定の規定とが抵触する場合に

は、抵触する限りにおいてこの協定の規定が優先する」と定めているからである。

このような不適用が認められた場合は、当該加盟国には他の加盟国に与えられている有利な待遇が与えられないことになり、最恵国待遇原則が適用されない結果となる。

この規定は、WTOへの新規加盟の際に生じる問題に対処するために設けられたものである。本来の最恵国待遇原則を貫徹した場合には、B国が新規加盟をした場合には、すべての国に対して最恵国待遇を与えるとともに、すべての国がB国に対して最恵国待遇を与えなければならない。しかしながら、既加盟国たるA国が、新加盟国であるB国との間にWTO上の権利義務関係を生じさせたくない事情があることがある。WTOへの加盟の条件は加盟国総数の3分の2以上の賛成であるため、賛成票の数が十分に多い場合、A国の意図に反して、最恵国待遇を付与する義務が生じることとなるが、WTO設立協定第13条を援用することにより、ABの両国間に限ってはWTO協定に基づく義務を生じさせないこととして、A国の意思を尊重することができる。また、A国のような事情を有する国が3分の1以上あり、B国の加盟承認が得られにくい場合にも、それらの国にWTO設立協定第13条の援用を認めることで、B国の加盟を実現できるようになる。

米国は、1995年1月にこの規定を適用し、原加盟国であるルーマニアとの間においてWTO協定並びに附属書一及び附属書二の多角的協定を適用しないことを通報したが、1997年2月に撤回している。また、モンゴル、キルギス及びグルジアの新規加盟に際しても、協定不適用の旨通報を行ったが、モンゴルについては1999年7月、キルギスについては2000年9月、グルジアについては2001年1月に撤回している。その後、米国は、アルメニア、モルド

バ、ベトナムの新規加盟に際しても、協定不適用の旨通報を行ったが、アルメニアについては2005年2月、ベトナムについては2007年1月に撤回している。

また、その他の例としては、アルメニアの新規加盟に対してトルコが、中国の新規加盟に対してエルサルバドルがそれぞれ協定不適用の旨通報を行っている。

(d) その他の例外

最恵国待遇原則固有のその他の例外としては、隣接国との国境貿易に関する規定(GATT第24条第3項)及び英国連邦等GATT成立当時に存在していた特定国への優遇制度の存続を規定する特惠(GATT第1条第2項)等がある。また、最恵国待遇原則にも適用される一般例外としては、公徳の保護、生命又は健康の保護のためなどに必要な措置についての一般例外(GATT第20条)及び安全保障例外(GATT第21条)がある。

また、ウェーバーの取得により最恵国待遇原則の例外を構成することも可能である。ウェーバーとは、WTO設立協定第9条第3項に基づき加盟国間の同意を得て、協定により加盟国に課せられる義務を免除されることである。新たなウェーバーの取得は例外的な場合に限られ、加盟国の4分の3の同意が必要となっている。また、ウェーバーの条件、終了期限等を明示すること、毎年レビューを行うこと等が定められている(WTO設立協定第9条第4項)。

③ GATT 以外の最恵国待遇規定

最恵国待遇の考え方は、例外があるものの、WTO協定によってサービス貿易及び知的財産権の分野に拡張され、サービス協定第2条がサービス貿易におけるサービス及びサービス提供者への、TRIPS協定第4条が知的財産権の保

護における他の加盟国の国民への最恵国待遇付与を定めている。サービス協定では個別分野での具体的措置に限って、サービス協定第2条の免除に関する附属書により免除登録を行えば、最恵国待遇供与義務から免除される等の例外がある。また、TRIPS協定についても既存の知的財産保護に関する国際協定に基づく措置等については、最恵国待遇原則に関する例外として(サービス貿易及び知的財産権については、第11章「サービス貿易」及び第12章「知的財産保護制度」の該当部分を参照)。

(3) 経済的視点及び意義

① 世界経済の効率化

第1に、最恵国待遇原則は、比較優位に基づき、諸国が最も効率的な供給源から輸入することを可能にする。例えば、B国の方がC国よりも安価にA国に産品 α を供給できると想定する。A国は産品 α をB国から輸入することによって経済効率を高めることができる。しかしながら、B国に対するA国の関税がC国に対するものと比べ非常に高いとすると、A国は非効率な供給源であるC国から産品 α を輸入することとなる。この場合貿易歪曲効果によりA国の厚生は低下し、世界全体の経済効率も低下する。ところが、この3か国間に最恵国待遇原則が適用されるとすると、A国の関税は輸出国にかかわらず等しくなり、A国はより安価なB国産品を輸入することとなって、最も効率的な結果が実現されるのである。

② 自由貿易体制の安定化

第2に、最恵国待遇は、一国に付与した待遇を即時に他の国へ無条件に付与させる一方、貿易制限的措置を行うにあたっては各国に同様に適用しなければならないため、貿易制限的措置の導入を政治問題化させやすくし、その導入の

コストを上昇させ、自由化された状態を安定化する効果を有する。このような自由貿易体制の安定化は、貿易及び投資を増大させる効果を有する。

③自由貿易体制の維持費用の減少

第3に、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を有している。最恵国待遇原則の適用による平等な待遇は、常により有利な待遇（貿易においてはより自由な待遇）の方に統一して実現される。最恵国待遇原則が確立・維持されていれば、WTO加盟国は他国

が自国に付与する待遇を第三国に対する待遇と比較する目的で監視したり、自国に不利な待遇の改善を要求して交渉したりするための費用を節約することができる。このように、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を持っているのである。

また、最恵国待遇原則を遵守する限り、WTO加盟国は他のいずれの加盟国からの輸入も区別せず平等に取り扱うことになるために、輸入産品の原産地国を確認するための費用も節約されて、経済効率性が改善される。

2. 主要ケース

最恵国待遇原則は、内国民待遇原則と並んでGATTの基本原則としてGATTの紛争処理手続において援用されることが多い。ただし、多くの場合は最恵国待遇の問題に加えて、内国民待遇、数量制限、貿易関連投資措置、原産地規則、基準認証等、他の規定もしばしば援用される。本章においては、最恵国待遇が大きな問題となったカナダの自動車に関する措置、EUのバナナに関する措置、及び開発途上国に対する関税特惠の差別的供与について取り上げる。

(1) カナダ—自動車に関する措置 (DS139)

カナダ政府は、オートパクト（米加自動車協定：1966年発効）に基づき、所定の条件（現地付加価値達成率60%以上等）を満たすことを条件として、ビッグスリー等の特定企業（オートパクトメンバー）に対してのみ、完成自動車の関税を免除する措置を実施していた。もともとは、いかなる企業でも所定の要件を満たせば関税免除を受けられるように運用されていた

制度であったが、米加自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に伴い、オートパクトの対象企業を新規に認めない旨が規定された。この取扱いは、NAFTA発効後も継続され、オートパクトメンバー企業が完成自動車を輸入する場合、無税で輸入できるのに対して、非オートパクトメンバーの行う輸入に対しては6.1%の関税（2000年12月時点）が賦課されていた。日本は、1998年7月にWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請、同年11月にはパネル設置要請を行って、1999年2月に同一案件に係るEUの申立てを併せて審査するための単一パネルが設置された。2000年2月にパネル報告、同年5月には上級委員会報告が出され、いずれも日本の主張をほぼ認め、本件関税免除措置がGATT第1条第1項（最恵国待遇）、第3条第4項（内国民待遇）、補助金協定、及びサービス協定第17条（サービスの内国民待遇）に違反するとの判断が出された（なお、卸売サービスに関するサービス協定第2条（最恵国待遇）及び第17条（内国民待遇）違反

をパネルが認定した点については、上級委員会
は事実認定が不十分であるとして当該判断を覆
した)。

(2) EU—バナナに関する措置 (DS27)

EUがACP (アフリカ、カリブ海、太平洋)
諸国との間に締結しているロメ協定に基づき、
EUは、バナナの関税割当制度について、その
数量枠及び税率等の面でこれら ACP 諸国産の
バナナを優遇する特惠措置を採用しており、同
制度は、GATT 時代に 2 回パネルで争われて
いる (第 15 章「地域統合」参照)。

ウルグアイ・ラウンド合意後、EU は新たな
関税割当制度を導入したが、中南米産バナナを
主として扱うバナナ業者を抱える米国は、同制
度についても不満を示し、特に、関税割当のラ
イセンス発給システムによる ACP 諸国産バナ
ナの取扱いの優遇及び EU とフレームワーク合
意を締結した中南米のバナナ生産国 (特にコロ
ンビア、コスタリカ) に対する割当の優遇が
WTO 協定違反であるとして、他の中南米諸国
(エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス、メ
キシコ) とともに GATT 第 22 条に基づいた協
議を行った後、WTO パネルが設置された
(1996 年 5 月)。本件パネルには、我が国も第
三国参加した。

1997 年 5 月に提出されたパネル報告書では、
以下の主要論点につき、EU の措置は WTO 不
整合と認定された。上級委員会もこの内容を基
本的に支持した。

① 第三国及び非伝統的 ACP 諸国産バナナに
関する関税割当の数量枠のうちの一定部分を
EU 域内産バナナ又は伝統的 ACP 諸国産バナ
ナの取扱業者に限って割当てを行うことは、
GATT 第 1 条第 1 項 (最恵国待遇) 及び第 3
条第 4 項 (内国民待遇) に違反する。また、ロ
メ協定の下での GATT 第 1 条第 1 項に関する

ウェーバー (義務の免除) の範囲は、第三国及
び非伝統的 ACP 諸国産バナナの輸入に適用さ
れるライセンス手続には及ばず、GATT 第 1
条第 1 項についての WTO 協定上の義務は依然
として有効である。

② 上記①の関税割当の数量枠について、伝統
的 ACP 諸国産バナナの取扱業者に対して優先
的な割当を行うことは、第三国の流通業者を競
争上不利に扱うものであり、サービス協定第 2
条 (最恵国待遇) 及び第 17 条 (内国民待遇)
に違反する。

③ フレームワーク合意については、コロンビ
アとコスタリカのみを EU へのバナナ輸出の実
質的関心国として合意を行ったことについては
否定されないとしつつも、実質的関心のない国
の一部 (ニカラグア、ベネズエラ等) と合意し
割当を行う一方で、グアテマラ等に割当を行っ
ていないことは GATT 第 13 条第 1 項 (数量制
限の無差別適用) に違反する。なお、フレーム
ワーク合意に基づく国別シェアが反映されてい
る譲許表の記述内容と GATT 第 13 条との優先
関係については、GATT 第 13 条が優先する。
(ロメ協定との関連について第 15 章「地域統合」
を、EU の勧告実施を巡る米・EU 間の争いにつ
いて第 14 章「一方的措置」を参照)。

(3) EU—開発途上国に対する関税特恵 の差別的供与 (DS246)

2001 年 12 月 10 日、欧州理事会によって一般
関税特恵の枠組み「理事会規則 2501 / 2001」
が発表された。本規則は、①一般規定、②労働
権保護のための特別規定、③環境保護のための
特別規定、④後発途上国のための特別規定、及
び⑤麻薬の生産と不正取引対策のための特別規
定 (ドラッグ・アレンジメント) の 5 つから構
成され、適用期間は 2002 年 1 月 1 日から 2004
年 12 月 31 日とされた。

これらの規定のうち、①一般規定は、開発途上国一般を対象国とする一方、⑤ドラッグ・アレンジメントは、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、ペルー及びベネズエラの12か国のみを対象国としている。

インドは、ドラッグ・アレンジメントは、対象国12か国のみが規定の対象品目について無関税でEU市場に輸出できるのに対し、その他の開発途上国は通常の関税率又は割引された関税率でしかEU市場に輸出できないことは差別であるとして、2002年3月、WTOに対して最恵国待遇違反及び授權条項違反を申立てた。

2002年12月には、インドはパネル設置要請を行い、2003年12月に同パネル報告が加盟国配布された。本報告は、ドラッグ・アレンジメントは一部の開発途上国のみが享受できる特権であることからGATT第1条に違反すること、また、すべての開発途上国に等しく特恵が与えられておらず、その差別が後発途上国に対する特別な待遇に基づいたものでもないこと等から、本措置のGATT違反は、授權条項によっても正当化されないと判断した。更に、EUが主張していたGATT第20条(b)の適用については、第20条(b)は「生命又は健康の保護のために必要な措置」につきGATTの例外を認めているもので、ドラッグ・アレンジメントはそもそもこのような目的のために作られたものではないこと等から、GATT第20条によっても正当化されない旨判断した。

本件は、2004年1月にEUより上訴され、同年4月に上級委員会報告が発出、採択された。上級委員会は、授權条項についてWTO協定と同条項の趣旨・目的等を勘案すると、異なる状況にある関税特恵（GSP）受益国について異なる関税待遇を供与することは必ずしも禁止され

ていないが、異なる待遇を与える場合には、同様な状況にあるすべてのGSP受益国、つまり問題の待遇が対応しようとする「開発上、資金上、及び貿易上の必要性」を有するすべてのGSP受益国に対して同一の待遇が与えられるよう確保しなくてはならないとした。その上で、本ドラッグ・アレンジメントは本件制度の受益国とその他のGSP受益国を区別する根拠を与える基準が存在せず、同様の状況にあるすべてのGSP受益国が裨益していないとして、パネルとは異なる理由で、上級委員会もEUの違反を認定した。